

<生徒指導部>

1. 欠席・遅刻・早退について

○欠席・遅刻・早退をする場合は、eメッセージまたは電話で
8時30分までに必ず保護者から学校に連絡をしてください。

届け出事項：学年・クラス・番号・氏名・欠席理由等

例文 「○年△組□号の●●の父または母です。

本日は発熱のため学校を休ませます。」

連絡方法：eメッセージ （緊急時：0954-66-2044 塩田校舎）

（緊急時：0954-43-0107 嬉野校舎）

(1) 遅刻・・・始業時間は8時40分です。8時40分から読書・朝テストの時間です。
8時40分には教室に入り席につくように指導しています。
常に余裕をもって登校してください。

(2) 早退・・・通常の早退の場合は担任が許可します。病気等の場合は担任と養護教諭と
連絡を取り許可します。

2. 服装・所持品について

服装の乱れは生活の乱れにつながると考え、生徒指導の最重点指導事項にしています。
常に清楚で端正な服装を心掛けてください。

本校の指導事項を十分に理解し、違反や乱れがないようにしてください。

(1) 登下校時の服装について

課業日は、制服とします。

土曜・日曜・祝日・長期休業中等は、部活動で許可された服装も許可します。

(2) 止むを得ない理由により制服と異なるものを着用するときは、「異装許可願」
を提出してください。

(3) 服装・所持品については、不必要なものを身に付けたり、学校に持ち込んだりしない
ようにしてください。

※携帯電話・スマートフォン等の校内での使用は禁止しています。

※携帯電話・スマートフォン等は登校前に電源を切り、バッグにしまって自己管理を
してください。必要があれば、担任等に預けるようにしてください。

3. 服装・頭髪について

服装・頭髪は、下記の内容に従って指導しておりますので、ご家庭におかれましても、指導の徹底をお願いします。

(1) 服装について (※)

基本的な着用時期は、11～4月冬服<厳寒時12月～2月>、6～9月夏服、5・10月合服とします。

制服A	夏服	学校指定の半袖シャツ・ズボン・ベルト	
	合服	学校指定の長袖シャツ・ネクタイ(着脱可)・ベスト(着脱可)・ズボン・ベルト	
	冬服	学校指定の長袖シャツ・詰襟学生服・ズボン・ベルト	
制服B	夏服	学校指定の半袖オーバーブラウス・リボン・スカート	
	合服	学校指定の長袖シャツ・リボンまたはネクタイ・ベスト・スカート	
	冬服	学校指定の長袖シャツ・リボンまたはネクタイ・ベスト・ブレザー・スカート	
制服C	夏服	学校指定の半袖シャツ・ズボン・ベルト	
	合服	学校指定の長袖シャツ・ネクタイ(着脱可)・ベスト(着脱可)・ズボン・ベルト	
	冬服	学校指定の長袖シャツ・ネクタイ・ベスト(着脱可)・ブレザー・ズボン・ベルト	
その他	靴	共通	黒色のローファー(革または合皮製でひもやヒールなし) または運動靴(白・黒・紺色を基調としたローカット)
	バッグ	共通	リュック等(白・黒・紺色を基調とした通学にふさわしいデザイン、大きさのもの)
	靴下	共通	制服に合うもの、色は白・黒・紺・灰色の無地とする
	カジュアルスタイル		学校指定のポロシャツ・ハーフパンツ(希望購入)
	厳寒時	共通	セーター(市販のもので可、首元の形は丸かVネック、色は黒か紺の無地)
	B		タイツ：黒色の無地であれば可、靴下は着用しない ストッキング：ベージュ色の無地であれば可、靴下を着用する

※注意事項

- ① スカートの長さは膝の中央より短くならず、膝とくるぶしの中央より長くないこと。
- ② カジュアルスタイルの式典時等での着用は不可。制服A・B・Cを着用すること。
着用時期の目安は、5月から10月までとする。(気候状況により変更有)
- ③ セーターは厳寒時のみ着用可とするが、式典時は着用しないこと。
着用時は首元からネクタイの結び目またはリボンが見えること。上衣から裾・袖が出ないこと。
- ④ タイツやストッキングは厳寒時のみ着用可とするが、式典時、タイツは着用しないこと。
- ⑤ マフラーやネックウォーマー、手袋、防寒着等は登下校で着用し、室内で着用しないこと。
- ⑥ ネックレスやピアス、ブレスレット等の装飾品は着用しないこと。

(2) 頭髪について

『高校生らしい清楚な身だしなみをする』

4. 交通関係について

「通学」

- (1) 通学は徒歩・自転車または公的交通機関によることを原則とします。
保護者等の自家用車による送迎をする場合の乗降場所
塩田校舎 みなと広場
嬉野校舎 学校内ロータリー周辺
- (2) 始業の8時40分までに余裕をもって登校してください。
- (3) 一般生徒は17時までに下校します。補習や部活動をする生徒は、関係教職員の指導により家庭に連絡します。
- (4) 自転車通学は、生徒指導部に届け出をしてください。届け出をした者は、ステッカー(学校で販売)を自転車の見えやすい部分に貼ってください。
なお、自転車の安全点検を常日頃から実施してください。

「免許取得」

- (1) 3年生で自動車運転免許証取得を希望する者については、高校生としての本分を失うことなく、かつ将来の社会生活にも配慮して、下記の方針のもと、校長が許可した者についてのみ自動車学校の通学を許可します。

〈学校の方針〉

① 入校許可

ア自動車 ⇒ 2学期嬉高祭終了後とする。

イ自動二輪 ⇒ 自動車学校との同時入校は認める。

自動二輪のみの場合は、3学期以降とする。

- ② 修了検定(仮免)・高速教習・卒業検定は自動車学校からの受験許可願を提出の上、受験のため出席停止扱いとします。但し、合計3日までとします。
- ③ 検定及び教習は、定期考査の1週間前から考査最終日の前日まで禁止します。
- ④ 無許可入校の場合は、自動車学校への通学を停止し、学校で厳重な指導をします。
- ⑤ 学業不振者で卒業の見込みがない場合は、入校を許可しません。
- ⑥ 運転免許取得(各県運転免許試験場での本試験)は、卒業式の翌日以降に受験します。
※自動車学校に入校せずに直接受験する場合は、卒業式の翌日以降とします。

「原付バイク通学許可について」

- (1) 原付バイクの免許取得や使用は禁止する。但し、通学距離が15Km以上で、自転車または公共交通機関による通学が困難と認められた者については、協議の上、原付バイクによる通学を自宅から最寄りの交通機関まで許可します。
- (2) 原付バイク通学許可は年度ごとに更新する。また、原付バイク通学許可区間の内外を問わず、交通違反が発覚した場合は、原付バイク通学許可を取り消します。

5. 交友関係について

高校時代の友人は、本人の人格形成に大きな影響を与えます。共に向上するような友人であってほしいものです。

- (1) 親しい友人については、保護者の方で十分把握してください。
- (2) 親しい友人であっても、無断でお子様の部屋に入れないように習慣づけてください。
友人宅を訪れたときも同様です。
- (3) ご家庭がたまり場にならないようご注意ください。
- (4) 保護者が認めた車両以外への同乗を禁止します。深夜徘徊や外泊など不良交友、交通事故等の原因になりやすいので、十分ご注意ください。

